



原口 総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番3号
KDX虎ノ門ビル 9階
Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405
E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

詐害行為取消権と法人格の否認の法理の準拠法

2015年11月6日

原口総合法律事務所
所長弁護士
原口 薫

I. はじめに

当事務所は、これまで、中国の貿易保険機構を通じて、当該機構と貿易保険契約を締結している中国の生産者を債権者、日本で卸売業を営む中国人や中国系企業を債務者とする、多数の債権回収案件を取り扱ってきた。これらの中には、売買代金債権の回収に困難を極めるものもあり、そうした案件では、債務者は債務の支払いを免れるために様々な手段を講じる傾向にあった。しばしば用いられる債務免脱手段として、別会社を設立して、資産の全てを移転するという方法がある。このような方法が採られた場合、どのようにして、別会社（以下、「受益者」という。）に対して売買代金を請求したり、受益者に移転された資産を取り戻したりすることができるだろうか。

II. 結論の要旨

日本法上も中国法上も、債権者は、受益者から資産を取り戻し、また受益者に対し売買代金の支払請求をすることが可能であるが、両法を累積的に適用しなければならないとすると、詐害行為取消権を行使することが困難となる。しかし、累積的に適用することを考慮しても、日中において認められている法人格の否認の法理を用いることによって、受益者に代金を支払わせることは可能である。

III. 詐害行為取消権

A. 序

上記のような債務免脱を目的とする資産の譲渡については、日本法上も、中国法上も、債務者から受益者への資産の譲渡の取消を請求することが可能である（詐害行為取消権（日本民法 424 条）、債権者取消権（中国契約法 74 条））。それでは、こうした場合、日本法と

中国法のいずれの法律が準拠法となるのであるのであろうか。法の適用に関する通則法（以下、「通則法」という。）には詐害行為取消権の準拠法について明文がないため問題となる。

B. 中国法と日本法の累積的適用（通則法上の通説）

詐害行為取消権の準拠法について、通則法上明文の規定は存在しない。また下級審判決も含め、判例は見当たらない。学説は分かれるが、通説は被保全債権の準拠法と詐害行為の準拠法の二つの準拠法を累積的に適用するとする¹。すなわち、詐害行為取消権は、取消債権者の債権の効力に関わるものであるから、本来は債権自体の準拠法によるべきである。しかし、債務者と第三者の間の法律行為を取り消すという意味で、第三者の利益を保護する必要から、詐害行為たる法律行為の準拠法も準拠法となる。結局、詐害行為取消権の行使に当たっては、被保全債権の準拠法上の要件及び詐害行為の準拠法上の要件のいずれも満たすときにのみ認められることになる²。

C. 通説の具体的適用

以下、上記のような債務免脱目的の資産譲渡に関して、詐害行為の取消しがどのような要件の下に認められるかについて検討する。

中国の生産者である債権者と債務者との間では、通常、衣料品、食品、墓石などの動産の売買契約が締結されることが多い。そして両者間の売買契約上、準拠法が定められていないことも少なくない。この場合、通則法によれば、製品の生産者である債権者の所在地法である中国法が準拠法となる³。

これに対し、債務者が代金債務を免れる目的で設立した受益者との間の売買契約は、通則法上、日本法が準拠法となる⁴。

そこで、中国の生産者は、中国法を準拠法とする動産売買契約に基づき発生した売買代金債権（準拠法は中国法）の対外的効力として詐害行為取消権（債権者取消権）を行使するのであるから、中国法上の債権者取消権の要件を備える必要がある。加えて、債務者と受益者との間の日本法に基づく売買契約を詐害行為として取り消すのであるから、日本上の詐害行為取消権の要件も備えなければならない。

¹ 櫻田・道垣内編「注釈国際私法 第1巻」（有斐閣、2011年）571頁

² 木棚・松岡・渡辺編「国際私法概論〔第5版〕」183頁、山田鎌一「国際私法〔第3版〕」375頁

³ 通則法7条及び8条2項。なお、中国及び日本はいずれも「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（以下、「CISG」という。）の加盟国であり、債権者と債務者との間の売買契約にはCISGが優先的に適用される（CISG1条(1)(a)、3条(1)及び6条）が、CISGには詐害行為取消権に関する規定がないため、通則法に従い、中国法が準拠法となる。CISG4条参照。

⁴ 厳密に言えば、債務者と受益者との間の動産の売買が法律行為（契約）に基づく場合、通説は法律行為を原因行為と物権行為に区別して、前者は当該原因行為の準拠法（例えば、売買が原因行為である場合には、通則法7条以下によって定まる売買契約の準拠法）が規律し、後者は物権の準拠法（通則法13条1項により、動産の所在地法）が規律するとする。当事務所の扱う案件では売買契約の準拠法は定められていないことが多いが、債務者も受益者も日本人であり、動産も日本に所在することから、いずれにせよ、日本法が準拠法となる。

D. 日中の詐害行為取消権（ないし債権者取消権）の要件の違い

中国法上の債権者取消権と日本法上の詐害行為取消権の違いは、不動産を相当価格で売買する場合に顕著に現れる。

中国法上の詐害行為取消権は、債務者が、受益者に対して、財産を無償又は明らかに不合理な低価格（時価の70%以下）で売却した場合にのみ行使しうる⁵。

これに対し、日本法上の詐害行為取消権は、判例上、不動産を相当価格で売却する場合、不動産を費消されやすい現金に換えることになり、共同担保の実質的効力を変えることになるので、原則として詐害行為に該当する⁶。しかし、「有用な資」に充てるための売却は、それが適正な価格である限り、正当な処分行為であり、詐害行為にならない⁷。これらの判例によれば、不動産の売却代金が適正な価格であったことと有用の資に充てたことについては、被告とされた受益者が主張、立証責任を負担する^{8,9}。

通則法上の通説である累積的適用説によると、中国法上、相当価格での売買は詐害行為に該当しない以上、不動産の相当価格による売買は、詐害行為取消権ないし債権者取消権の対象となり得ない。

E. 債務者ないし受益者を被告とすることの可否

中国法の債権者取消訴訟の被告が誰になるか、文理上必ずしも明らかではないが、実際上必ず債務者が被告になるとされている¹⁰。

これに対し、日本法上の詐害行為取消権の行使にあたっては、被告は、判例上受益者又は転得者であり、債務者は被告適格を有しない（債務者を訴えても、訴えは却下される）¹¹。この点は詐害行為取消権の性質を巡り、争われた点である。

まず、形成権説は、民法424条の「取消」という文理に忠実に、詐害行為取消権は詐害行為の効力を一方的な意思表示により否定するための権利（形成権）であるとし、詐害行為取消の効果は、債権者、被告、債務者の三者間で絶対的に生ずるのであるから、債務者

⁵ 中国契約法74条。最高人民法院「契約法を適用するうえでの若干の問題に関する解釈」（二）（2009年）19条によれば、市場価格の70%以下であれば、不合理な低価格であるとされる。

⁶ 大判明治44年10月3日民録23輯932頁

⁷ 大判大正6年6月7日民録23巻932頁

⁸ 潮見佳男『プラクティス民法 債権総論 [第4版]』（信山社、2012年）268頁。このように、転得者に、債務者が有用な資に充てたか否かについての出張立証責任を負担させることについては、債務を免れるために転得者が設立された場合はともかく、それ以外の場合は転得者に酷といわざるを得ない。このようなことも考慮し、破産法161条1項においては、相当の対価を得て取得した財産の処分行為は、それが不動産であれ、その他の財産の処分であれ、原則として詐害行為否認の対象とならないとして、原則と例外を逆転させ、転得者の立証責任の軽減を図っている。

⁹ 本年2月に法務省から公表された債権法改正要綱案も、詐害行為取消権の要件について、上述の破産法における否認権の場合と平仄を合わせ、以下の要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができるとし、相当価格の売買に対する詐害行為取消権の原則と例外を逆転している。(i)その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下、「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。(ii)債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。(iii)受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと（法務省『民法（債権関係）の改正に関する要綱案』18頁）。このように、我が国の民法も、中国法の詐害行為取消権の要件に接近しつつあるといえよう。

¹⁰ 小口彦太「中国における債権者取消権の基礎的研究」比較法学47巻3号（2014年3月）7頁

¹¹ 大判明治44年3月24日民録17輯117頁

と受益者を共同被告としなければならないとする。

これに対して、請求権説は、その目的に照らし、詐害行為取消権は、詐害行為により逸失した財産を取り戻すための権利（逸失財産の請求権）と捉え、取消しの効果も財産を取り戻される受益者と債権者の間でのみ、相対的に生ずるものであるから、被告も財産を保有する受益者のみであるとする。

判例は、詐害行為取消権の文理と目的から、形成権説と請求権説の折衷説を採用し、詐害行為取消権を、詐害行為を受益者との間で相対的に取り消し、取消しの効果として、財産を取り戻すことができるとしたのである¹²。

通則法上の通説であるの累積的適用説によると、中国法上の債権者取消権（實際上、債務者を被告としなければならない）と、日本法上の詐害行為取消権（判例上、債務者を被告とすることはできない）の手続的要件を充足することはできず、債権者は債務者の債務潜脱行為を取り消すことができなくなる。

F. 小括

通則法上の通説に従い、中国法と日本法を形式的に累積的に適用すると、債権者取消権と詐害行為取消権の被告適格が異なることから、詐害行為の取消しは困難である。

IV. 法人格の否認の法理

A. 序

そこで、日中両国において認められている法人格の否認の法理の適用によって、債務者と受益者の法人格の独立性を否認して、受益者に対して売買代金を請求することができないか。果たして法人格の否認の法理は適用されるか。ここでも通則法上、法人格の否認の法理の準拠法に関する明文の規定が存在しないため問題となる。

B. 法人格の否認の法理の準拠法

法人格否認の法理とは、ある法人と他の法人との利益が一体化し、両者の法人格の形式的独立性を貫くことが正義・公平に反する場合、特定の事案において、当該法人の法人格の独立性を否定し、当該法人とその背後にある者とを同一視して、事案の衡平な処理を図る法理をいう。判例上も、最判昭和44年2月27日判決（民集23巻2号511頁）において認められたものである¹³。法人格否認の法理に関する上記の理解は、中国法においても主流なものとなっている¹⁴。

法人格の否認の法理の準拠法について、下級審判決例がいくつかあるものの、準拠法の

¹² 潮見・前掲242-243頁

¹³ 高瀬保守「法人格否認の法理 その現状と課題」判タ1179-95

¹⁴ 王原生「中国会社法における法人格否認の諸問題」九州国際大学法学論集17巻3号（2011年）139頁

決定基準については明確に論じられてはいないし、通説も形成されていない。しかし、近時の有力説は、債務免脱目的で会社が設立されるような場合、会社の設立準拠法及び債権の準拠法が累積的に適用されるとする。すなわち、本件のような場合に法人格の否認の法理の適用を認めることは、債権者が受益者の他の債権者と同順位で受益者の会社ないし会社財産に対して請求をすることを認めることに等しく、会社制度の根本、とりわけ、法人格否認の法理が設立準拠法上どのような要件で認められるかに関わる。しかし、事柄の実態はあくまで詐害行為からの債権者の救済である。したがって、被保全債権の準拠法上、法人格の否認の法理が認められる限度で、債権者を保護すれば足りるとする¹⁵。

問題となっている債務者及び受益者の設立準拠法はいずれも日本法であり、被保全債権の準拠法は中国法である。したがって、法人格否認の法理の適用に関する準拠法は、日本法と中国法の累積的適用となる。

C. 日中の法人格の否認の法理の累積的適用

それでは詐害行為取消権の行使の場合に問題となったような被告適格の問題は、日中両法の累積的適用の場合にも問題となり得るか。

思うに、日本法上の詐害行為取消権において被告が受益者に限定されているのに対して、中国法上、債務者が常に被告とされるのは、いずれも「取消」という文理を用いているにもかかわらず、日本法上は、取消権の目的である財産の取戻しに重きをおいて、取消権の行使の効果を債権者と受益者の間の相対的關係に止めたのに対し、中国法上は、取消しという文理に忠実に、取消権の効果を債務者と受益者の間の財産権の移転行為を絶対的に無効にしようとしたためであると解される。

これに対して、法人格の否認の法理の場合、いずれも米国の法人格否認の法理を継受したものであるとして、法人格の形式的独立性を貫くことが正義・公平に反する事案において、当該事案限りで法人格の独立性を否定して、衡平な処理を図ることを目的とする法理である。したがって、詐害行為取消権のように、「取消」という文言に忠実に、債務者と受益者の間の財産移転行為を絶対的に無効にする必要はない。債権者との間において、債務者と受益者の法人格の独立性を相対的に否認すれば足りるのである。この意味において、法人格否認の法理の適用においては、日中いずれの場合も、受益者だけを被告とすれば足りる。

したがって、日中法を累積的に適用したとしても、本件のような場合の適用要件に差異はなく、受益者のみを被告として代金の支払いを請求しうる。

D. 小括

債権者は、債務者と受益者の法人格の独立性を否定し、受益者に対して、売買代金の支払いを求めることができる。

¹⁵ 江頭憲治郎「法人格否認の法理の準拠法」会社法の基本問題(有斐閣、2011年)495頁及び近時の有力説。

V. 結論

以上の通り、我が国において、債務者が債務免脱目的で受益者を設立し、受益者に資産をすべて譲渡したような場合、債権者は中国法及び日本法上の法人格否認の法理を用いることによって、債務者の全財産を譲り受けた受益者に対し、債務者が負担する売買代金の支払いを求めることができる。

以 上